

高山市では、 生殖補助医療（体外受精・顕微授精） に要した費用の一部を助成しています。

助成金の申請には、期限があります。必ず期限内での申請をお願いしています。
期限を過ぎますと、受付ができない場合がございます。申請期限に関しては裏面をご確認ください。

01 助成の対象 - 下記のすべてに該当する方

- 1 治療開始時点において夫婦（事実婚含む）である
- 2 治療開始期間・申請日の両方で、夫または妻のいずれか一方または両方が高山市に住所を有する
- 3 市税等の滞納がない
- 4 治療開始時点で妻の年齢が43歳未満である

02 保険診療の方へ 治療開始前に

スムーズな手続きのため、保険適用治療を受けられる方は、保険者（保険証発行元）から**限度額適用認定証の交付**を受けてください。

※マイナ保険証利用の方は必要ありません。

※複数の医療機関、薬局を利用した場合
マイナ保険証や限度額適用認定証を利用した場合でも高額療養費制度の申請が発生する場合があります。

[3ページ保険診療の方へ 参照](#)

02 医療機関

生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出を行った保険医療機関

03 助成回数

1子ごとに通算10回まで

過去に県や他自治体で受けた助成も回数に含まれます。

※回数の確認のため、過去に助成を受けられた決定通知書をお持ちいただく場合があります。

※過去に助成を受けていても、その後出産している場合は出産までの助成回数はリセットされ、再度10回までの助成を受けることができます。

04 助成金額

生殖補助医療（体外受精・顕微授精）の治療ステージ（A・B・C・D・E・F）の治療期間を1回として、1回の治療につき**30万円を上限**として助成します。

治療のステージと助成範囲は4ページ目をご覧ください

05-1	保険診療
	岐阜県の特定不妊治療助成金など 他の補助金・助成金と 高額療養費・付加給付金を差し引いた自己負担額

05-1	保険診療+先進医療
	岐阜県の特定不妊治療助成金など 他の補助金・助成金と 高額療養費・付加給付金を差し引いた自己負担額 + 併せて行われた先進医療に要した経費

県の助成に上乗せして高山市が助成
先に岐阜県への申請が必要です

[2ページへ](#)

05-2	保険外診療
	一回の治療に要した自己負担額

高山市による助成
[3ページへ](#)

裏面に申請に必要な書類一覧がございます。

05 助成金の申請に必要な書類



05-1

保険診療または
保険診療+先進医療で行った生殖補助医療(体外受精・顕微授精)

申請期限

岐阜県決定日📅から

3か月以内

岐阜県決定日は4ページ記載の「さいごに」を参照

申請の流れ



- 高山市生殖補助医療助成金申請書(別記様式第4号)
- 高山市生殖補助医療助成金受診等証明書(別記様式第5号)
 - 先進医療の申請がない方
 - 「岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(別記第2号様式(第5条関係))」の写しでも可 ※ 岐阜県へ申請する前に写しをお控えください。
- 生殖補助医療を受けた医療機関発行の領収書・明細書の原本
(先進医療の申請がある方は、先進医療分の医療機関発行の領収書・明細書の原本)
- 院外処方分の領収書・明細書の原本-証明書に院外処方分が記載されている場合
- 世帯全員の住民票-夫婦別住所の場合、それぞれの住民票が必要です
続柄・筆頭者の記載有、マイナンバーの記載無し、本籍地省略可、発行3か月以内のもの
- 夫婦の婚姻日が確認できる書類(戸籍全部事項証明(謄本))-発行3か月以内
(同年度中2回目以降の申請の場合は写し可)
- 通帳などの、申請者の振込先口座情報が確認できる書類
- 「岐阜県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付について」(写し)
 - 該当する場合は、下記書類もご準備ください -
- 事実婚関係に関する申立書(別記様式第3号)
(同年度中2回目以降の申請の場合は写しでも可)
- 限度額適用認定証または、高額療養費決定通知・付加給付金等の決定通知
※全て写し可
- 過去に、県や他自治体で助成を受けたことがわかる決定通知書
(助成回数の確認のため併せてお持ちください。)

※申請期限を過ぎると受付できませんので、岐阜県の決定通知が届きましたら早めに申請をお願いします。



申請期限

R9.3.31

※治療終了が
R8.12月～R9.3月の方
R9.9.30まで

- 高山市生殖補助医療助成金申請書(別記様式第4号)
- 高山市生殖補助医療助成金受診等証明書(別記様式第5号)
- 生殖補助医療を受けた医療機関発行の領収書・明細書の原本
- 院外処方分の領収書・明細書の原本-証明書に院外処方分が記載されている場合
- 世帯全員の住民票-夫婦別住所の場合、それぞれの住民票が必要です
続柄・筆頭者の記載有、マイナンバーの記載無し、本籍地省略可、発行3か月以内のもの
- 夫婦の婚姻日が確認できる書類(戸籍全部事項証明(謄本))-発行3か月以内
(同年度中2回目以降の申請の場合は写し可)
- 通帳などの、申請者の振込先口座情報が確認できる書類
- 該当する場合は、下記書類もご準備ください -
- 事実婚関係に関する申立書(別記様式第3号)
(同年度中2回目以降の申請の場合は写しても可)

申請の流れ

治療終了

当該年度内

高山市
申請

※申請期限を過ぎると受付できませんので、治療が終了したら早めに申請をお願いします

保険診療の方へ 該当される場合は、[助成金の申請前](#)にご加入の保険者(保険証発行元)へ申請してください。

※マイナ保険証をご利用の方は限度額適用認定証の申請は不要になります。

※下記内容についての[詳細は、ご加入の保険者\(保険証発行元\)へお問い合わせください。](#)

限度額適用認定証

交付方法については加入している保険者(保険証発行元)へお問い合わせください。

提示し治療していただくと、医療機関での負担が外来・入院ともに限度額までとなります。

高額療養費制度

限度額適用認定証を提示せず治療を受けたまたは、提示したが限度額以上の支払いがあった場合は、後日、ご加入の保険者(保険証発行元)へ高額療養費の申請をしていただきます。

通常診療月から4か月程度かかります。

付加給付等の給付金

保険者(保険証発行元)独自の制度により超過した費用を高額療養費制度に上乗せして給付されるものです。

本助成を申請の際は、その金額がわかる書類が必要です。



06 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

色付きの部分^Bが助成対象となる治療です。どの治療のステージに該当するかは主治医にご確認ください。

治療ステージ・治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植						妊娠の有無の確認※1 （胚移植のおおむね1〜2週間後）	助成対象範囲		
	薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植		薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）			胚移植	黄体期補充療法
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	黄体期補充療法					
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2〜5日	1日	10日		7〜10日	1日	10日	1日			
A 新鮮胚移植を実施															
B 凍結胚移植を実施 ※2															
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施															
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了															
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止															
F 採卵したが卵を得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止															
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止															
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止															

B:採卵・受精後、概ね1〜3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

07 さいごに

岐阜県の決定日(2ページ記載)とは、県から送付される「岐阜県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付について」の右上に記載されている日付です。

※申請期限を過ぎても申請は受け付けることができません。

やむを得ない理由により、期限内に申請できない場合は、必ず申請期限内にこども家庭センターまでご相談ください。ご連絡がない場合は申請いただいても助成ができません場合があります。※診療方法によって申請期限が違いますので、2・3ページ記載の申請期限をご確認ください。

令和8年度から生殖補助医療にかかる交通費助成を実施します。詳しい内容につきましては、窓口で説明を致しますのでお問い合わせください。(ホームページにも記載しています。)

高山市
ホームページ



-お問い合わせ先

高山市役所こども家庭センター
平日8:30〜17:15

0577-57-8001